

令和2年8月29日（土）

司法書士による

「新型コロナウイルスによる生活困りごと電話相談」

（無料電話相談）を実施します

長野県司法書士会は、下記の要領にて司法書士による新型コロナウイルスによる生活困りごとに関する無料電話相談を実施いたします。

「新型コロナウイルスによる生活困りごと電話相談」

◆日時：令和2年8月29日（土）10：00～16：00

◆電話番号：0120-448-788（フリーダイヤル）

◆相談料：無料（電話による無料相談です）

◆相談例：新型コロナウイルスの影響によって

収入が減り生活が苦しい／家賃が払えない／借金が払えない
／生活保護を受けたい／養育費が支払われない／解雇された
／給与が支払われない etc.

◆問合せ先：長野県司法書士会（TEL：026-232-7492）

なお、開催趣旨につきましては、別紙記載のとおりです。

開 催 趣 旨

新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う自粛、生活様式の変化によって、社会経済への影響が甚大なものとなっています。失業、収入減少、派遣切り、倒産などが発生し、それによって生活困窮に陥る方、借金が多額に上っている方が増加しているものと考えられます。

そういった切実な悩みに対し、地域の司法書士が相談を受け、平穏な生活を取り戻すためのお手伝いをさせていただきたいと思い、本相談会を企画いたしました。

本相談会は、司法書士が電話（フリーダイヤル）にて相談をお受けしますので、新型コロナウイルス感染予防の面でも安心してご利用いただけます。相談は無料です。なお、具体的な手続が必要な場合には、司法書士の紹介もいたします。

本相談会を市民の皆様にご活用いただき、生活再建の契機としていただければと考えております。

なお、本相談会は、今後も継続的に開催して行く予定です。